

## 農畜水産物等の放射性物質検査計画の概要（千葉県）

1 期間 令和元年度 第3四半期（10月～12月）

2 検査計画概要

分類	品目数	検査頻度	総検体数	検体採取 市町村数 (予定も含む)
出荷前もしくは出荷時に検査を行う食品				
野菜類	12	原則隔週1回	16	11市町
果実類	1	原則隔週1回	1	1市
きのこ・山菜類	3	週2回	340	40市町村
牛肉	1	原則全頭検査	—	全市町村
野生鳥獣肉	3	【イノシン肉】 県内の7処理加工施設で処理される全頭を検査	約100	5市町
		【シカ肉又はキョン肉】 処理加工施設ごとに四半期に1検体以上	6	5市町
原乳	1	2か月1回（偶数月） 原則3検体	5	2～3 クーラーステーション
穀類	1	原則隔週1回	1	1市
水産物	30	週30検体	360	—
その他				
小計	52	—	約829以上	全市町村
市場に流通している食品				
	4	週10検体	120	/
計	56		約949以上	

種類等	品目	検査の実施				備考
		10月	11月	12月	点数	
<b>県の主要農産物及び市町村振興品目</b>						
野菜類等	イチゴ			4	4	
	キャベツ		1		1	
	シュンギク		1		1	
	ダイコン	1	1		2	
	トマト	1			1	
	ナス	1			1	
	ナバナ		1		1	
	ニンジン	1			1	
	ネギ	1			1	
	ハクサイ		1		1	
	ヤマトイモ		1		1	
	レタス			1	1	
果実類	ユズ	1			1	
穀類等	大豆			1	1	
		6	6	6	18	

# 令和元年度 農産物(野菜類・果実類・穀類・茶)の放射性物質検査計画

(第3四半期:10~12月)

令和元年8月21日  
安全農業推進課

## 1.目的

平成31年3月22日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(ガイドライン)では、本県産の農産物(野菜類、果実類、穀類、茶)は検査指定品目ではないが、自主的な検査としてガイドラインに則した方法により、県産農産物の安全性を確認し、円滑な流通に資するため、放射性物質検査を実施する。

## 2.検査品目、検査対象市町村及び検体数別添検査計画表のとおり

14品目・18点(6点/10月、6点/11月、6点/12月)

## 3.検査結果に基づく措置

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村等に対して、生産農家に出荷自粛を要請するよう依頼する。

市町村等は、関係団体等と連携し当該品目の出荷が行われないう生産者及び、生産者団体等に予め周知を図るよう依頼する。

## 4.サンプリング及び搬入スケジュール(変更の可能性あり)

### (1) スケジュール

(搬入の前週) 月曜日	市町村：翌週の検査品目の試料概要書(別添)の提出 (関係農業事務所を通じて安全農業推進課へ提出)
(搬入する週) 火曜日 ※水曜日午前中に搬入すること	農業事務所・市町村等：サンプリング 農業事務所：指定場所・時間までに検査機関に搬入 (依頼書を添付し送付) 安全農業推進課へサンプルリストの提出
水曜日	検査機関：分析実施(国検査、県検査)
木曜日	検査結果の判明(検査機関の都合により変更の場合あり) 安全農業推進課：公表(予定)17:00~19:00

※ 安全農業推進課は、搬入の前週水曜日に農水省等へ要望書を送付する。また、搬入する週の火曜日に農水省へ依頼書を送付する。

※ 市町村は、当初の検査計画に変更が生じた場合、速やかに関係農業事務所へ報告する。農業事務所は安全農業推進課へ報告し検査の日程等の調整を図る。

### (2) サンプリング方法

「食品(農産物等)の採取・送付手順(マニュアル)Ver4」

### (3) 役割分担

① 検査機関の確保及び調整・・・・・・・・・・・・・・・・安全農業推進課

② 検体の採取地点(農家)等の選定・採取の立会い・・・・・・・・市町村

※ 検体採取地点の選定にあたっては、農業事務所及び農業協同組合等と連携して選定する。

③ 検体のサンプリング・・・・・・・・・・・・・・・・農業事務所

④ 検査機関への検体搬入・・・・・・・・・・・・・・・・農業事務所

(別添)

令和元年度 農産物(野菜類・果実類・穀類・茶)の放射性物質検査計画表(第3四半期10月～12月)

令和元年8月

注1) 検査機関の状況等により変更する可能性があります。

注2) 日程の変更等が生じる場合は、速やかに関係農業事務所へ連絡して下さい。

搬入月日 (採取日は原則 搬入日前日)		地域	市町村		品目	予定 検体数	備考
10月9日	(水)	東葛飾	7	松戸市	ユズ	1	
10月9日	(水)	香取	23	香取市	ナス	1	
10月9日	(水)	海匝	28	旭市	トマト	1	
合計						3	
10月23日	(水)	千葉	3	市原市	ダイコン	1	
10月23日	(水)	印旛	20	富里市	ニンジン	1	
10月23日	(水)	山武	31	山武市	ネギ	1	
合計						3	
11月6日	(水)	印旛	17	八街市	ハクサイ	1	
11月6日	(水)	香取	25	多古町	ヤマトイモ	1	
11月6日	(水)	海匝	27	銚子市	キャベツ	1	
11月6日	(水)	海匝	27	銚子市	ダイコン	1	
11月6日	(水)	安房	49	南房総市	ナバナ	1	
合計						5	
11月20日	(水)	海匝	28	旭市	シュンギク	1	
合計						1	
12月4日	(水)	東葛飾	8	野田市	大豆	1	
12月4日	(水)	海匝	28	旭市	レタス	1	
12月4日	(水)	海匝	28	旭市	イチゴ	1	
12月4日	(水)	山武	31	山武市	イチゴ	1	
12月4日	(水)	長生	37	一宮町	イチゴ	1	
12月4日	(水)	安房	47	館山市	イチゴ	1	
合計						6	

合計

18

## 令和元年度 主要林産物の放射性物質検査計画(第3四半期)

### 1. 目的

「令和元年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」に基づき、主要林産物の放射性物質検査を実施する。

### 2. 検査対象品目、検査対象及び検体数

#### (1) モニタリング検査

3品目、 119検体（別紙、参照）

#### (2) 出荷制限・自粛解除等に向けた検査

2品目、 221検体（別紙、参照）

### 3. 検査結果に基づく措置

#### (1) モニタリング検査

市町村等は、関係団体等と連携し、検査の結果が基準値を超えた場合は当該品目の出荷が行われないよう、あらかじめ生産者及び生産者団体等に周知を図る。

検査の結果が基準値を超えた場合には、同日中に県から対象市町村に対して、出荷自粛要請を行う。

#### (2) 出荷制限・自粛解除等に向けた検査

検査結果に応じ、出荷制限解除申請又は出荷自粛解除申請を検討する。

### 4. サンプルング及び搬入スケジュール（変更の場合あり）

#### (1) スケジュール

検体送付日（月・水） 休日の場合は翌日	<b>品目及び検体数の連絡(15時まで)</b> 市町村（検体送付票 別紙様式）→林業事務所・支所→森林課 →（※1 林野庁→）検査機関 <b>検体の採取(2kg/検体※2・送付(着払い 翌日午前必着)</b> 林業事務所・支所→検査機関
発送日翌日（火・木） ただし、検査日は翌日以降の場合がある	<b>検査結果</b> 検査機関→（※1 林野庁→）森林課→林業事務所・支所→市町村 ↓ 衛生指導課→厚生労働省

※1：林野庁委託検査機関に検査を依頼する場合、※2：たけのこ1本検査を除く

#### (2) サンプルング方法

「食品（農産物等）の採取・送付手順（マニュアル）Ver4」のとおり

#### (3) 役割分担

- ①検査機関の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・森林課
- ②検体の採取地点(生産者)等の選定・採取の立会い・・・・・・・・市町村
- ③検体採取、検体送付・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・林業事務所・支所

## 第3 四半期検査計画詳細

## 1 モニタリング検査

品目		検査市町村及び検体数
野生のきのこ類・山菜類	たけのこ計 8検体	<p><b>(中部林業事務所管内) 小計3検体</b> 出荷制限・出荷自粛解除済の市町村 木更津市 3 検体 (出荷前検査 3)</p> <p><b>(南部林業事務所管内) 小計5検体</b> その他の市町村 勝浦市、いすみ市、大多喜町、館山市、南房総市 各 1 検体</p>
原木きのこ類	原木しいたけ(露地栽培)計 72検体	<p><b>(北部林業事務所管内) 小計11検体</b> その他の市町村 香取市、神崎町、多古町、東金市、大網白里市、茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、長柄町、長南町 各 1 検体</p> <p><b>(北部林業事務所印旛支所管内) 小計47検体</b> 出荷制限等一部解除済の市町村 千葉市 10 検体 (一部解除後の定期的検査 3、解除済ロットの出荷前検査 7) 成田市 8 検体 (一部解除後の定期的検査 3、解除済ロットの出荷前検査 5) 佐倉市 19 検体 (一部解除後の定期的検査 3、解除済ロットの出荷前検査 16) 印西市 4 検体 (一部解除後の定期的検査 3、解除済ロットの出荷前検査 1)</p> <p>その他の市町村 市川市、船橋市、松戸市、四街道市、八街市、富里市 各 1 検体</p> <p><b>(中部林業事務所管内) 小計9検体</b> 出荷制限等一部解除済の市町村 君津市 3 検体 (一部解除後の定期的検査 3) 富津市 3 検体 (一部解除後の定期的検査 3)</p> <p>その他の市町村 市原市、木更津市、袖ヶ浦市 各 1 検体</p> <p><b>(南部林業事務所管内) 小計5検体</b> その他の市町村 勝浦市、御宿町、館山市、南房総市、鋸南町 各 1 検体</p>
	原木しいたけ(施設栽培)計 39検体	<p><b>(北部林業事務所管内) 小計14検体</b> 出荷制限等一部解除済の市町村 山武市 5 検体 (一部解除後の定期的検査 3、解除済ロットの出荷前検査 2)</p> <p>その他の市町村 香取市、神崎町、東庄町、旭市、匝瑳市、東金市、茂原市、長柄町、長南町 各 1 検体</p> <p><b>(北部林業事務所印旛支所管内) 小計10検体</b> その他の市町村 千葉市、市川市、船橋市、野田市、柏市、成田市、佐倉市、四街道市、印西市、富里市 各 1 検体</p> <p><b>(中部林業事務所管内) 小計9検体</b> 出荷制限等一部解除済の市町村 君津市 3 検体 (一部解除後の定期的検査 3)</p>

		富津市 3 検体（一部解除後の定期的検査 3） その他の市町村 市原市、木更津市、袖ヶ浦市 各 1 検体 <b>（南部林業事務所管内）小計6検体</b> その他の市町村 勝浦市、いすみ市、大多喜町、館山市、鴨川市、南房総市 各 1 検体
<b>合計</b>		<b>119検体</b>

※「令和元年度千葉県主要林産物の放射性物質検査計画」で検査計画数の記載がない市町村でも、新たに出荷を希望する生産者を把握した場合は、同計画に関わらず、検査を行う。

## 2 出荷制限・自粛解除等に向けた検査

品目		検査市町村及び検体数
原木きのこ類	原木しいたけ （露地栽培） 計 162検体	<b>（北部林業事務所印旛支所管内）小計33検体</b> 千葉市 6 検体、成田市 6 検体、佐倉市 18 検体、印西市 3 検体 <b>（中部林業事務所管内）小計129検体</b> 君津市 54 検体、富津市 75 検体
	原木しいたけ （施設栽培） 計 59検体	<b>（北部林業事務所管内）小計3検体</b> 山武市 3 検体 <b>（中部林業事務所管内）小計56検体</b> 君津市 9 検体、富津市 47 検体
<b>合計</b>		<b>221検体</b>

# 千葉県放射性物質モニタリング検査計画（牛肉）

令和元年9月30日

農林水産部畜産課

## 1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

## 2 検査の根拠

「農畜水産物等の放射性物質検査について」

（平成30年3月23日付け 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長）

## 3 モニタリング検査の考え方

生産者・食肉センターと連携して牛出荷時に牛肉の放射性物質検査を行う。

## 4 検査の頻度と実施期間

- （1） 検査頻度：原則、全頭検査とする。
- （2） 実施期間：令和元年10月1日～12月31日
- （3） 採材場所：牛をと畜する県内食肉センター

## 5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。



# 千葉県放射性物質モニタリング検査計画（原乳）

令和元年9月30日

農林水産部畜産課

## 1 目的

消費者に安全で安心な畜産物を提供するとともに、風評による消費低迷を避けることを目的に畜産物の放射性物質のモニタリング検査を行う。

## 2 検査の根拠

「農畜水産物等の放射性物質検査について」

（平成30年3月23日付け 厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長）

## 3 モニタリング検査の考え方

県内の7カ所のクーラーステーション（以下「CS」という）のうち、原則として3CSについて2ヶ月に1回検査を行う。

なお、搬入量、搬入市町村数が多い1CSは、重点検査CSとして必ず含めることとする。

## 4 検査の頻度と実施期間

- （1）検査頻度：10月2検体、12月3検体
- （2）実施期間：令和元年10月1日～12月31日
- （3）採材場所：県内CS

## 5 検査結果の公表

検査結果については、県ホームページで公表する。

# 千葉県における令和元年度県内処理加工施設で加工される 野生鳥獣肉の放射性物質検査計画（第3四半期）

令和元年9月26日  
農地・農村振興課

## 1 目的

平成31年3月22日付け「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」及び平成25年3月27日付け24関生第1696号「食用に供する野生鳥獣の肉の放射性物質検査の実施について」に基づき、県内の処理加工施設で加工され販売等食用に供される野生鳥獣の肉の安全性を確認し、円滑な販売等に資するため、放射性物質の検査を実施する。

## 2 検査対象品目、検査対象施設、検査頻度及び検体数

### (1) イノシシ肉

#### ① 検査対象施設 7施設

(大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市3施設、木更津市1施設)

#### ② 検査頻度及び検体数 平成25年1月17日付け千葉県産イノシシ肉の「出荷・検査方針」に基づき全頭検査

### (2) シカ肉又はキョン肉

#### ① 検査対象施設 7施設

(大多喜町1施設、勝浦市1施設、鴨川市1施設、君津市3施設、木更津市1施設)

#### ② 検査頻度及び検体数 検査対象施設合計で6検体

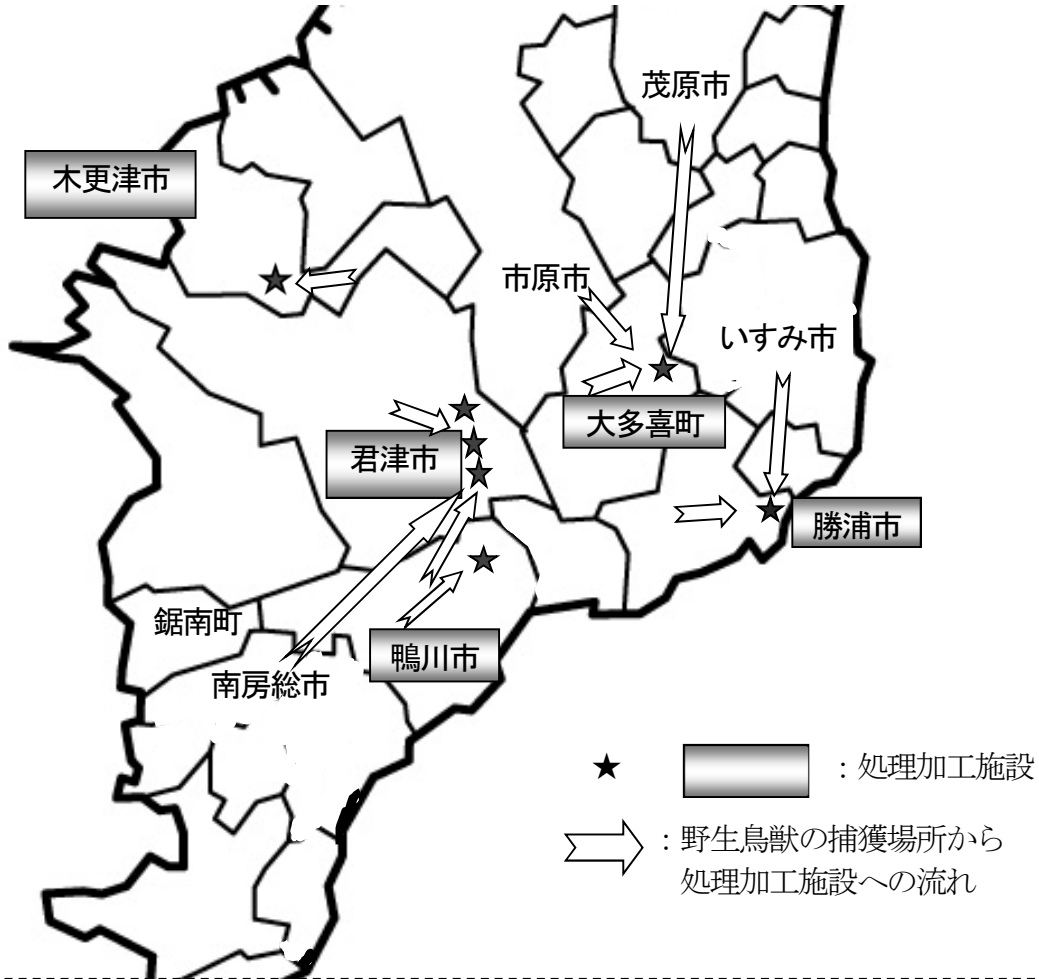
## 3 検査結果の公表

県ホームページで公表する。

処理加工施設ごとの検体数等

施設所在地	主な捕獲地	検査対象品目：検体数
大多喜町	大多喜町・市原市・茂原市	イノシシ肉：全頭 シカ肉：0～1頭
勝浦市	勝浦市・いすみ市・鋸南町	イノシシ肉：全頭 シカ肉：0～1頭
鴨川市	鴨川市	イノシシ肉：全頭 シカ肉：0～1頭
君津市	君津市、鴨川市、南房総市	イノシシ肉：全頭 シカ肉又はキョン肉：0～1頭
君津市	君津市	イノシシ肉：全頭 シカ肉：0～1頭
君津市	君津市	イノシシ肉：全頭 シカ肉：0～1頭
木更津市	木更津市	イノシシ肉：全頭 シカ肉：0～1頭

## 処理加工施設の位置図と主な捕獲場所



### 【放射性セシウム検査数値（シカ肉）】

勝浦市	43 Bq/kg (H24. 6. 19)、不検出 (H24. 8. 16)、 <u>22Bq/kg</u> (H25. 2. 19)、不検出 (H28. 3. 15) 不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、不検出 (H28. 12. 1)、不検出 (H29. 3. 21) 不検出 (H29. 6. 20)、 <u>12Bq/kg</u> (H29. 9. 15)、不検出 (H29. 12. 12)、不検出 (H30. 3. 20)、 不検出 (H30. 6. 14)、不検出 (R1. 6. 12)
鴨川市	<u>26 Bq/kg</u> (H24. 8. 16)、 <u>6. 6 Bq/kg</u> (H24. 12. 18)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、 <u>20 Bq/kg</u> (H25. 11. 29)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 6. 19) 不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、不検出 (H29. 9. 15)、 不検出 (H30. 3. 20)、不検出 (H30. 6. 14)、不検出 (R1. 6. 12)
君津市	<u>12 Bq/kg</u> (H24. 9. 19)、 <u>17 Bq/kg</u> (H24. 12. 18)、 <u>15Bq/kg</u> (H25. 2. 19)、 <u>19Bq/kg</u> (H25. 2. 19)、 不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 6. 4)、不検出 (H25. 9. 12)、不検出 (H25. 9. 12)、 <u>27 Bq/kg</u> (H25. 11. 29)、 <u>28 Bq/kg</u> (H25. 11. 29)、 <u>13 Bq/kg</u> (H26. 3. 24)、不検出 (H26. 6. 24)、 <u>14 Bq/kg</u> (H26. 6. 24)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 9. 19)、不検出 (H26. 12. 10)、 <u>8. 2 Bq/kg</u> (H26. 12. 10)、不検出 (H27. 3. 23)、不検出 (H27. 9. 17)、不検出 (H27. 9. 17)、 <u>12 Bq/kg</u> (H27. 12. 9)、 <u>3. 8 Bq/kg</u> (H27. 12. 9)、不検出 (H28. 3. 15)、不検出 (H28. 6. 7) 不検出 (H28. 6. 7)、不検出 (H28. 9. 8)、 <u>8. 6 Bq/kg</u> (H28. 12. 1)、不検出 (H28. 12. 1) 不検出 (H29. 3. 21)、不検出 (H29. 3. 21)、不検出 (H29. 6. 20)、不検出 (H29. 6. 20) <u>35Bq/kg</u> (H29. 9. 15)、不検出 (H29. 9. 15)、 <u>15Bq/kg</u> (H29. 12. 12)、 <u>5. 8Bq/kg</u> (H29. 12. 12) 不検出 (H29. 12. 12) 不検出 (H30. 3. 20) 不検出 (H30. 3. 20)、不検出 (H30. 6. 14)、 <u>9. 8Bq/kg</u> (H30. 6. 14)、不検出 (R1. 6. 12)、不検出 (R1. 9. 10)
大多喜町	不検出 (H29. 6. 20)
木更津市	不検出 (R1. 9. 10)

※ 括弧内は検査日

○放射性物質調査計画記載例(都道府県・団体名)

カテゴリー	水域	生息域	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
沿岸魚介類	〇〇以北	表層	カタクチイワシ マイワシ		カタクチイワシ マイワシ										
		中層	スズキ												
		底層	カレイ類 ヒラメ	カレイ類 ヒラメ	カレイ類 ヒラメ										
		貝類													
		海藻類													
	〇〇以北	表層													
		中層	スズキ	スズキ											
		底層													
		貝類	ウニ												
		海藻類	ワカメ												
内水面	〇〇川	下流域													
		上流域													
	〇〇川	全域													
	〇〇湖	全域													
沖合魚類	水揚げの実態に合わせて														
1週間当たりの分析検体数	各都道府県測定分	5													
	委託事業測定分	5~8検体													
1ヶ月当たりの分析検体数	各都道府県測定分														
	委託事業測定分														

内水面の調査については、必要に応じて調査地点図を添付してください。

検体数の少ない都道府県さまにおかれましては、1週間当たりの検体数欄は無視していただいても構いません。水産庁委託事業をご活用される場合は黄色セルに海生研に送付される予定検体数をご入力ください。

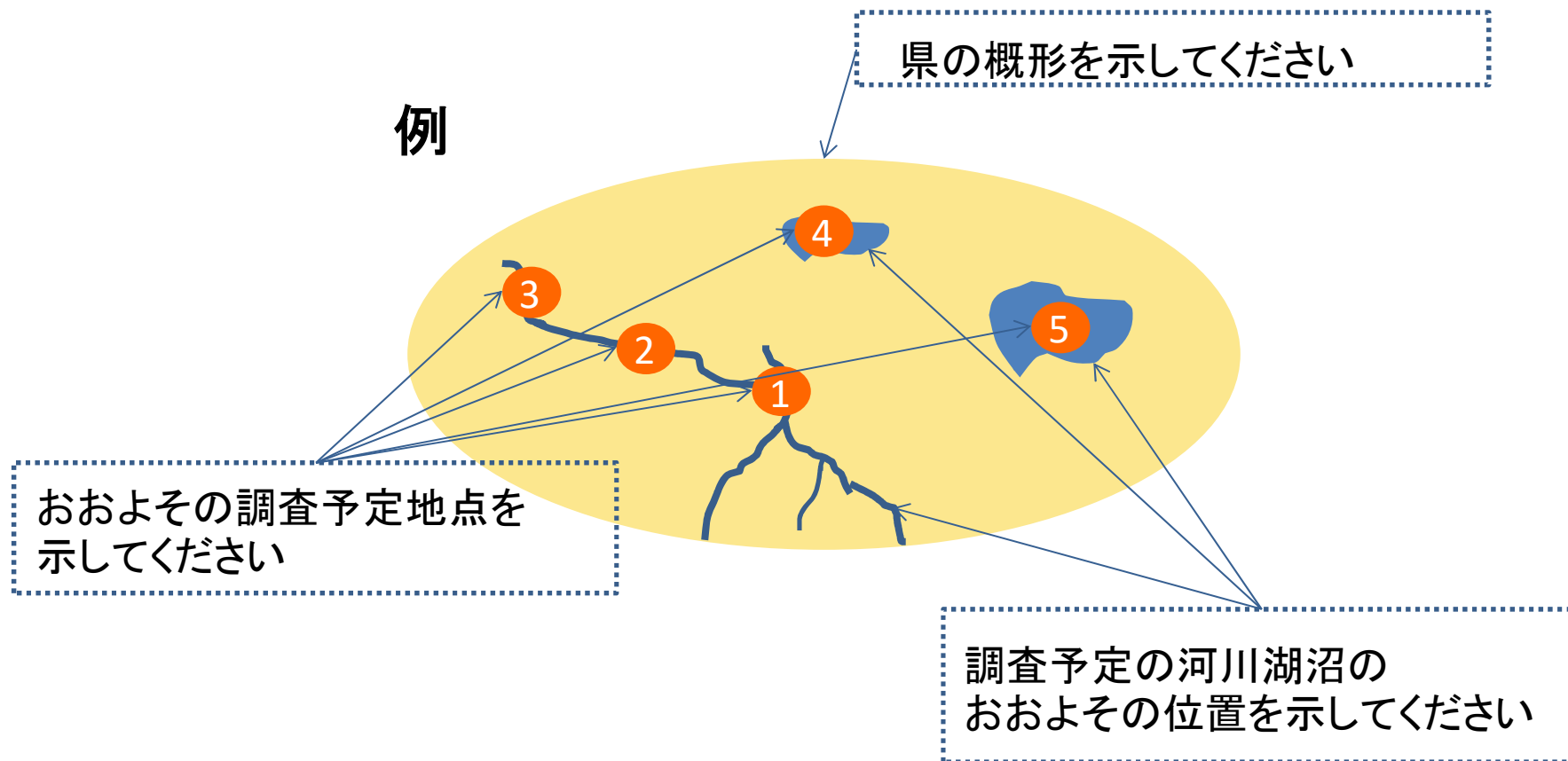
○放射性物質調査計画(水産物)

カテゴリー	水域	生息域	10月	11月	12月	1月	2月	3月
沿岸魚介類		表層	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類	イワシ類、サバ類、アジ類			
		中層	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類	スズキ、ブリ類、タイ類、スルメイカ			
		底層	ヒラメ、カレイ類、メバル・ソイ・カサゴ類、ホウボウ、キンメダイ	ヒラメ、カレイ類、メバル・ソイ・カサゴ類、ホウボウ、キンメダイ、イセエビ	ヒラメ、カレイ類、メバル・ソイ・カサゴ類、ホウボウ、キンメダイ			
		貝類	アサリ、ハマグリ、ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ	アサリ、ハマグリ、バカガイ ホンビノスガイ、チョウセンハマグリ			
		海藻類		ノリ	ノリ、ハバノリ			
内水面		手賀沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ	—	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ ウナギ			
		印旛沼	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ			
		与田浦	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ	ギンブナ、コイ、モツゴ、スジエビ			
		利根川	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ウナギ	ギンブナ、コイ、テナガエビ、ウナギ	ギンブナ、コイ、テナガエビ ウナギ、モクスガニ			
		養老川	ワカサギ					
		小櫃川		シジミ				
		その他		ホンモロコ	スジアオノリ			
1週間当たりの分析検体数	各都道府県測定分		30	30	30			
	委託事業測定分		30	30	30			
1ヶ月当たりの分析検体数	各都道府県測定分		120	120	120			
	委託事業測定分		120	120	120			

## 資料1・【都道府県・団体名】調査地点について

- (1) ご予定されている調査地点を図示してください。  
(都道府県の概形に調査予定の河川や湖沼及び調査地点についておおよその位置を示していただき、調査地点に番号を振ってください)

例



- (2) 調査地点の選定理由を記載してください。

地点1	〇〇水系〇〇川	(選定理由: 漁獲量が多い地点であるから・・・等、選定された理由を挙げてください)
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮
⋮	⋮	⋮